

## 平成 29 年度学校教育指導の指針について

県教育庁教育振興部指導課

### 1 はじめに

県教育委員会では、学習指導要領や県の施策等に基づき、千葉県としての指導の重点を明確にするとともに、学校教育が適切に行われるよう、毎年度内容を見直して学校教育指導の指針を作成し、県内公立学校の教職員に配付している。平成 29 年度学校教育指導の指針は、第 2 期千葉県教育振興基本計画「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」や最新の施策との整合性を確認し、本県教育の現状や課題及び前年度版の内容について各校種の抽出校を対象にしたアンケートの結果等を参考にし、さらに、次期学習指導要領の方向性も踏まえ、作成した。

### 2 平成 29 年度学校教育指導の指針

平成 29 年度版では、平成 28 年度版と同様に「生きる力」の育成が図られるよう「言語活動と体験活動の充実」を中核に、5 つの重点取組を掲げている。

- ・ 人生を拓く「確かな学力」を育む
- ・ 思いやりのある「豊かな心」を育む
- ・ 活力にあふれる「健やかな体」を育む
- ・ 発達の段階に応じた「キャリア教育」を進める
- ・ 「地域とともに歩む学校づくり」を進める

表紙のデザインは、「地域とともに歩む学校づくり」を土台として、「言語活動と体験活動の充実」により、発達の段階に応じた「キャリア教育」を推進し、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育むことで、「生きる力」の育成を図ることを段階的に示している。

また、それぞれの重点取組には具体的な内容を示した重点項目を配し、リーフレット内面には重点項目ごとに県の施策等の具体的な取組内容を示しており、各学校で活用しやすいよう構成している。

### 3 平成 29 年度の主な変更点

#### (1) 学校(園)経営・教育課程

「カリキュラム・マネジメントの実施」を括弧書きで追加した。教育課程や指導方法等を不断に見直すことにより、学校教育のさらなる改善・充実を図るようにした。(全校種)

#### (2) 学習活動

「主体的・対話的で深い学び」を追加し、授業改善に向けた取組を進めていくようにした。学びの質は、主体的に学ぶことの意味と自分の人生や社会の在り方を結び付けたり、多様な人との対話で考えを広げたり、各教科等で身に付けた資質・能力を様々な課題の解決に生かすよう学びを深めたりすることによって高まると考えられる。

- ・ 体験的な学習や問題解決的な学習に一層取り組み、習得・活用・探究の学習プロセスや主体的・対話的で深い学びの実現を目指す。(小中)
- ・ 体験的な学習や問題解決的な学習に一層取り組み、主体的・対話的で深い学びの実現を目指す。(高)

#### (3) 道徳教育

発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を自分自身の問題として捉え、向き合う「考え、議論する道徳」へと授業の質的転換を図るようにした。

- ・ 公開授業研究会への参加や校内における相互授業参観等を通じて、「考え、議論する道徳」を意識した指導方法の工夫・改善を図る。(小中)
- ・ 「考え、議論する道徳」を意識しながら、公開授業研究会への参加や校内における相互授業参観等の実施を通じて、道徳の授業の質を高める。(高)

#### (4)政治的教養を育む教育

平成27年6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、公布された。選挙権年齢や国民投票権年齢が18歳以上に引き下げられることに対応し、高等学校等における政治的教養を育む教育を充実させるとともに、政治的活動等に対する適切な生徒指導を実施する必要がある。このため、新たに項目立てをし、政治的教養を育む教育の推進を図ることとした。(高特)

- ・ 国家・社会の形成者としての資質や能力を育むため、民主主義の意義、政治や選挙の理解に加えて、国で作成した副教材・指導資料を活用しつつ、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使できるよう、具体的かつ実践的な指導を行う。
- ・ 校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施するとともに、校内研修を実施するなど教員の資質向上を図る。

#### (5)総合的な学習の時間

総合的な学習の時間における課題の一つとして、探究のプロセスの中でも、「整理・分析」「まとめ・表現」に対する取組が十分でないことが挙げられている。探究のプロセス(課題設定→情報収集→整理・分析→まとめ・表現)をしっかりと意識した取組が必要であるため、深まりのある探究活動を目指すこととした。

- ・ 地域の教育資源を積極的に活用するとともに、探究のプロセスを意識し、協同的な取組を通して、よりよく問題を解決する力を育てる。(小中特)
- ・ 地域の教育資源を積極的に活用するとともに、探究のプロセスを意識して、よりよく問題を解決する力を育てる。(高)

#### (6)体育・健康・安全教育

食に関する指導に関し、平成28年12月に策定された「第3次千葉県食育推進計画」に基づいた内容に変更し、食育の推進を図るようにした。

- ・ 食に関する指導の全体計画の作成・見直しを行い、学校教育活動全体で計画的・継続的・組織的な指導の工夫改善に努める。(小中特)
- ・ 食に関する指導を教育課程に位置づけ、全体計画の作成・見直しを行い、関係教科等を中心に学校教育活動全体で計画的・継続的・組織的な食育の推進に努める。(高)

#### 4 裏表紙の掲載資料

「千葉県の教育の振興に関する大綱」(概要)「第2期千葉県教育振興基本計画」(概要)を引き続き掲載し、その他の施策等については名称を掲載し、インターネット検索の表示としている。

#### 5 説明資料

平成29年度学校教育指導の指針の各項目について具体的に説明した資料は、千葉県教育委員会ホームページに掲載されている。内容の詳細については、説明資料を熟読の上、本指針を各学校で活用していただきたい。

千葉県教育委員会ホームページ

ちば 指導の指針

検索

## 高等学校における「通級による指導」

県教育庁教育振興部特別支援教育課

### 1 高等学校における「通級による指導」の制度化について

平成 28 年 12 月に学校教育法施行規則及び文部科学省告示が改正され、平成 30 年度から高等学校における「通級による指導」が制度化されます。このことに関して、国は以前から準備を進めてきており、「個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育事業」では、高等学校における「通級による指導」の導入に向けた、指導内容・方法の研究・開発を行ってきました。

本県もこの事業を受け、平成 26 年度～平成 28 年度の 3 年間、県立佐原高等学校と県立幕張総合高等学校の 2 校をモデル校として、高等学校における「特別の教育課程」（自立活動）の編成に関する研究を実施しました。

このモデル校における研究成果や、本県がこれまで取り組んできた小・中学校における「通級による指導」の実績をもとに、平成 29 年度から、高等学校における「通級による指導」の実施準備を進めていく予定です。

### 2 「通級による指導」とは

「通級による指導」とは、通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業を通常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別な場で受ける指導形態のことです。特別の指導については、自立活動の内容を取り入れるなどして、個々の児童生徒の障害の状況に応じた具体的な目標や内容を定めて指導を行うこととなります。

小・中学校においては、平成 5 年度から制度化されました。当該指導を受けている児童生徒数は年々増加し、本県では、平成 28 年 5 月 1 日現在、小・中学校合わせて 5,153 人の児童生徒が「通級による指導」を受けています。

「通級による指導」の実施にあたっては、校内全ての職員の特別支援教育への理解と協力が不可欠です。そのため、理解促進に向けた研修会等の開催を計画しています。

### 3 高等学校における「通級による指導」の考え方

本県では、これまで全国に先駆けて肢体不自由や病弱の児童生徒に対して特別支援学校からの「通級による指導」を行うなど、小・中学校における「通級による指導」の取組を充実してきました。高等学校における「通級による指導」の基本的な考え方は、小・中学校と同様とされており、高等学校における「通級による指導」では、これまで積み重ねてきた小・中学校の実践から得た専門性やネットワークを活かしていくことがポイントとなります。その上で、①教育課程の編成、②単位による履修・修得、卒業認定制度、③必履修教科・科目等、④全日制、定時制及び通信制、といった高等学校における教育の特徴を十分に踏まえて制度設計していくこととなります。

### 4 取組の構想

来年度から始まる高等学校における「通級による指導」の制度化に向けて準備を進めていきます。今年度は、ワーキングチームを発足し、その中で教育課程の編成、指導方法、自立活動の内容、校内体制整備等様々な課題について検討し、平成 30 年度以降の「通級による指導」の実施方法等の方向性を示していく予定です。

今後、高等学校と特別支援学校、関連諸機関とで連携を図りながら、高等学校における「通級による指導」のスムーズな実施と取組の充実を目指していきます。

※「自立活動」とは、個々の児童生徒の障害に応じ、そのが障害による学習上・生活上の困難を改善・克服することを目的とする指導のことです。

## 第12次「千葉県体育・スポーツ推進計画」

県教育庁教育振興部体育課

千葉県では、平成24年度に策定された第11次「千葉県体育・スポーツ推進計画」を見直し、千葉県スポーツ推進審議会の審議をもとに、第12次「千葉県体育・スポーツ推進計画」を策定しました。本計画は5年に1回見直され、昭和37年からスタートしたものです。本計画は平成29年4月に策定されました。平成29年度から33年度の5年間の計画です。

### ○基本理念



「千葉県体育・スポーツ推進計画」は、これからの本県の体育・スポーツのあるべき姿を展望し、「全ての県民が多面にわたるスポーツの価値を基盤にしながら、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う『スポーツ立県ちば』」の一層の推進を目指すものです。

この施策として

- ・リンクA「子どもの体力向上と学校体育活動の充実」

- ・リンクB「運動・スポーツを楽しむための健康・体力づくり」
- ・リンクC「スポーツ環境の整備」
- ・リンクD「競技力の向上」
- ・リンクE「東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツの推進」
- ・リンクF「スポーツによる地域づくりの推進」の6つとしました。

そして、この6つの施策は、それぞれが独立して行われるものではなく、お互いに関連し合い連携していることから「リンク」と表記しました。

また、本計画を策定するに当たり、第11次推進計画を踏まえ、次の3点を特徴としています。

- ・超高齢社会に備えた体育・スポーツの推進
- ・障害者の体育・スポーツの推進
- ・オリンピック・パラリンピックのアクションとレガシー



## 体験型校内研修ガイドブック「すぐに使える校内研修の手法とツール」

県総合教育センターカリキュラム開発部研究開発担当

### 1 はじめに

急速に進むグローバル化や社会が多様化する中で、私たち教員は学校が抱える様々な課題に対応しながら、新たな学びを展開できる実践的な指導力を身に付けることが必要であり、そのためには研修の充実は不可欠である。

本研究では、研修の成果が反映されやすく、学びの成果を実感しやすい校内研修に目を向け、その充実と活性化を目指し、参加・体験型校内研修の手法やツールを紹介するためのガイドブックを作成した。

ガイドブックは平成29年3月に県内各学校に配付した。以下、研究及びガイドブックの一端を紹介する。

### 2 「参加・体験型研修」について

ガイドブックの作成に当たり、「参加・体験型研修」を以下のように捉えた。

#### (1) 定義

「ワークショップを通して参加者が主体的に学び合う研修」

\*ワークショップとは

”参加者が意見交換や協働作業を通して相互に学び合う学習の場やスタイル”

#### (2) 特徴

- ・参加者が主体的に参加し、関わる。
- ・グループでの協働作業・体験・対話等が活動の中心である。
- ・創造と学習の場である。
- ・付箋、ワークシート、模造紙等を用いて表現する機会を多く取り入れている。

#### (3) メリットとデメリット

[メリット]

- ・参加者自身が動き、考え話し合うこと

で進行するため、能動的になる。

- ・協働作業、共通理解を通して職員の協働性、同僚性が向上する。
- ・個々の知識・体験・技能が生かされやすく、自己有用感が高まる。

[デメリット]

- ・講義形式に比べ、伝えられる情報・知識が少ない。
- ・講義形式に比べ、運営や進行がコントロールしづらい。

### 3 ガイドブックについて

#### (1) 作成の基本方針

- ・「アクティブ・ラーニング」の視点に立った研修。
- ・学校にとって実用的で使いやすい内容。
- ・見やすく、わかりやすいデザイン。
- ・授業や先生方の会議などにも使える汎用性。



#### (2) 構成

- ①第1章「参加・体験型研修の基本」  
参加・体験型研修の定義や特徴、基本的な考え方、ポイント等を示した。
- ②第2章「目的に応じた手法・ツール」  
14種類の手法・ツールを6つの目的〈アイデアを生み出す〉〈まとめる・整理する〉〈実践につなげる〉〈事例を共有し分析・検討する〉〈体験する〉〈場を和らげる〉に分類して紹介した。

#### (ア) 紹介している手法・ツール

「ブレインストーミング」「ブレインライティング」「カードBS法」「マンダラ」「フィッシュボーン」「マトリックス」「K

「J法の要素を取り入れた分類」「概念化シート」「ベン図」「5W1H」「拡大シート法」「インシデントプロセス法」「ロールプレイング」「アイスブレイク」

【第2章のページの紹介】

\* 文字を減らし、写真や図表を多くすることで、簡単で見やすいレイアウトとした。

③第3章「研修テーマに応じた活動と手法・ツール」

問題解決のための基本的な活動例を2つ、学校でよく行われそうなもの、是非実践してほしいものを6つ、数種類の手法・ツール例とともに例示した。

- (1) 例示している研修活動例  
 「〇〇について考える」「〇〇するには」  
 「授業実践後の授業力向上に向けた研究協議」「全体計画の見直し・年間指導計画の見直し」「本校の現状」「不登校の対応」「問題行動の要因」「保護者・地域住民からの相談や要望等の対応」

【第3章のページの紹介】

\* 流れを図式化するとともに、テーマの例や手法・ツールを複数示し、自由な発想で実施できるようにした

4 おわりに

ガイドブックを校内研修だけでなく、授業や会議等に幅広く活用していただくことで、先生方そして子どもたちの資質・能力向上の一助となれば幸いです。

※詳しくは、県総合教育センターのホームページを御覧ください。